

議会だより

● 平成二十四年第二回定例会



● もくじ

審議された議案と結果	P 2
一般質問要旨	P 4
議案審議要旨	P 8
委員会活動報告	P 12
(表紙写真 喜茂別保育所運動会)	

第143号

平成24年 8 月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成24年第二回定例議会

審議された議案と結果

議案第1号

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正
町立学校職員の任命権者と職務専念義務の免除ができる場合の明確化を図るため、改正を行うものです。

原案可決

議案第2号

喜茂別町暴力団排除条例の制定

町と町民等が一体となつて暴力団の排除を推進することを目的とし、暴力団の排除に関する施策等を定め、町民の安全で平穏な生活の確保を図るため制定するものです。

原案可決

議案第3号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

改正住民基本台帳法が施行され、外国人登録制度が廃止されたことに伴って、本条例の改正を行うものです。

原案可決

議案第4号

訴えの提起に関し議決を求めること

平成19年度まちづくり交付金事業により取得した郷の駅の一部の土地について、原告人から『前所有者と原告の2分の1ずつの共有地であるはずが、不法な手続きにより所有権の移転が行われ、前所有者のみで登記された』

報告第1号

平成23年度一般会計繰越明許費繰越計算書

平成23年度予算で、平成24年度に繰り越した「活力創出基盤整備総合交付金事業」の町道旧停車場線第2期工事費4千2百32万5千円の繰越明許費の報告です。

報告第2号

平成23年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理と執行状況の点検・評価を行ったことについて、議会に報告するものです。

(報告第1号及び報告第2号) 報告済み

議案
第6号

平成24年度簡易水道事業等特別会計補正予算（第1回）
老朽化と破損箇所が著しい、上尻別地区と双葉地区の

原案可決

議案
第5号

との理由で、前所有者と本町に対し、損害賠償と登記の回復を請求され、裁判により争われました。その裁判の結果、本町に対する損害賠償は棄却されましたが、登記の回復が命ぜられたものです。

既に事業が完了していることから、原告持ち分の2分の1を購入することで、用地紛争の解決を目指して交渉してきました。

その後、相手方から経済的損害及び精神的損害を含めた金額の提示と建物収去等、土地明渡し訴訟を提起する旨の通知があり、町としては、このままの状態を続けることは望ましくないことから、共有不動産の分割に関する訴えの提起をすることについて、議決を求めるものです。

原案可決

平成24年度一般会計補正予算（第3回）

繰越金1億9百62万円が確定したことに伴い、財政調整基金繰入金9千9百87万7千円の減額と訴訟に係る弁護士業務委託料44万円、旧まちづくり交付金事業完了に伴う交付金の返還77万7千円、簡易水道事業等特別会計繰出金5百67万7千円、羊蹄山ろく消防組合負担金97万5千円、職員の昇格及び支給実績に基づく職員給与費1百48万7千円など1千5万3千円を増額し、予算総額は26億6千66万9千円となります。

意見案
第1号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

提出者 越後耕司議員
賛成者 館内 榮議員 松橋正樹議員

原案可決

議案
第7号

配水管工事費4百89万円、尻別地区水道の全項目水質検査費57万7千円など5百67万7千円を増額し、予算総額は1億5千7百44万6千円となります。

原案可決

財産の取得について

平成7年度に購入し、老朽した除雪ドーザの更新として物品交換の仮契約をした除雪ドーザの購入について、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第8号

喜茂別町情報公開条例の一部改正

本町の情報公開条例は、平成11年に制定され、市町村における情報公開条例としては先駆的条例でありましたが、公開の請求できる範囲は町民等に限定されておりました。

本条例の目的である、公正で開かれた町政の発展をさらに推進するため、公文書の公開を請求できるものを「何人も実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる」に改めるものです。

原案可決

「広報きもべつ」発行の在り方

偶数月の発行とした理由は

委託業務による発行を偶数月としたもの



菊地 光男議員

菊地

平成24年4月10日の北海道新聞に、本町の広報誌発行に関する記事が掲載され、本年度から「広報きもべつ」は偶数月で発行するという内容の記事でありました。

本町の広報誌を偶数月で発行することは、町政執行方針でも述べられておらず、町政懇談会でも住民に説明がなく、私は、理解することができない。

本町の広報誌「広報きもべつ」は、記念すべき第1号が戦後の昭和26年6月に発行されてから今日に至っており、毎月発行される「広報きもべつ」を大事に収録している方もいると聞いており、喜茂別を離れて暮らす方

々にも、故郷喜茂別の状況を知り得る貴重な存在である。

こうした歴史的背景を持つ町の広報誌は、住民に対する町からの情報発信の一つの手段に限らず、その時々時代の背景や日々の出来事など、写真や記事とともに町の歴史を後世に伝える歴史的文献としての大きな役割を持っているものだと思っており、毎月発行してきたという歴史的な背景を考えたとき、簡単に変更すべきでないと思う。

そこで、偶数月にした考え方と議会や住民に説明をしなかった理由について、町長の答弁を求める。

町長

広報の発行は、昨年から議会で様々な指摘、意見があり、それらを踏まえて4月からの広報の発行を、委託によるものを偶数月6回と予算・決算の時期に発行し、年8回の

広報編集発行業務としたもので、それが新聞に掲載された偶数月での発行の内容だと思う。

その他の月は、「広報きもべつ・行政版」において、おしゃべり回覧板で詳細を伝えることが難しい事柄を、4頁ほどの広報紙を発行するとともに、行事等は「みんなのカレンダー」を発行することとした。

行政コストの縮減と多様な媒体を活用した情報提供は、道内市町村においても進められており、近隣町村でも広報誌の不定期な発行も見受けられ、それらを総合的に判断して、発行体制の変更を行ったものである。

住民に説明をしなかった理由は、これまでの議会での議論、総合計画策定に関する審議、情報通信基盤施設推進委員会での審議を経て、広報を含めた情報提供の在り方について、様々な議論をいただき、さらには、新聞記事が掲載された後も、住民の皆様からの異議や問い合わせがなく、これまでに発行した広報きもべつの状況をご覧いただいて、理解いただいているものと認識したからである。

菊地

5月に発行された行政版と予算特別号の内容は、通常の広報誌に掲載すれば足りるもので、別に費用をかけなくても済むと思うが。

町長

行政情報は、一般情報に紛れることなく、きちんと伝達すべきと考えている。経費も工夫を凝らし、過大なものとせず、業務内容も一般的な事務の延長の範囲に収めている。

菊地

町の広報誌は、喜茂別の歴史が写真とともに掲載されている文献である。

町長は、歴史を大事にすることを随所に言っているが、行なっていることと一致してない。このまま、偶数月としていくのか、再度答弁を求める。

町長

歴史は、大変重要であり、広報に限らず、様々な業務についても、電子媒体による方法など検討する。

当面は、紙媒体による現在行っている三つの手段で進め、住民周知の充実を図る。

農業政策

将来が期待できる農業政策と情報提供を

具体的な対策を関係者と連携して進める



松橋 正樹議員

松橋

昨年6月定例会に「魅力ある職業として選択できるような条件整備を」と質問して1年が経ち、新規就農者に対する支援等は進められてきたが、親から子への世代交代する農業者には、どのような対策を進めてきたのか。

また、情報発信に関し、この1年間を振り返っても、自営業と法人化のメリット・デメリット座談会、経費削減型契約加工馬鈴薯の情報提供、遊休農地対策の人・農地プランの説明会、規模拡大プランなど、メリットある情報提供を発信しているのに、出席率が悪く、一部にしか情報が伝わっていないと、私は

感じている。

本当に5年、10年後を考えているのであれば、農業者に情報を伝える手法を工夫する必要があり、説明会の開催についても、農業事情を考慮して時期を考えるべきと思う。

国・道・町からの情報も、例題等を用い、理解しやすい提供の仕方が理想であり、今後の情報発信・提供等について、町はどのように考えているのか。

町長

これまで農業経営の安定化が魅力ある職業として農業を選択できる第一条件であると考え、農業の基盤である土づくり対策や振興作物を始めとした種子等の補助、新たな作物の導入に向けた試験研究を行う新規作物チャレンジ事業などを進めてきた。

時代の流れとともに、農業環境も変化し、新たな認識による

農業政策が求められており、2年前から行なわれている小樽開発建設部による調査等の結果を踏まえ、新規就農者の確保とともに、農業経営者が意欲を持つて農業を引き継ぐことができる具体的な対策を、農業者や関係機関と連携して進める。

会議の持ち方等を含めた情報発信・情報提供については、会議の開催時期を始め、案内の在り方など、改善すべきところが多いものと考えており、農業者の事情を最優先にした情報伝達に最大限の工夫を行う。

松橋

遊休農地に関し、農地の賃貸や売買などが進まない場合に、行政が一旦買い上げるなどして、土地を借りたい農業者に提供する方法が理想だが、町長の考えは。

町長

耕作されない農地がある場合、農地利用円滑化団体の一時的に所有できる制度がある。

その手段も駆使しながら、喜茂別の農業或いは農地を守っていく考えであり、今後、農業者との話し合いを行い、前向きに考えていく。



「コープ未来の森づくり」植樹祭

国道230号のトンネル化

国や関係機関に積極的に働きかけを

関係機関と連携を図り、国に対して強く要請する



日下 博文議員

目下

農業や観光・商業活動が活動時期に入るゴールデンウィークの真只中の5月4日、北海道の大動脈と言われる国道230号が、融雪水や降雨による土砂崩れにより、約3週間通行止めとなった。

今回の通行止めは、融雪が一気に進み、そこへ降雨が重なったことによる土砂の崩落と推測されているが、このような気象条件は過去にもあり、路盤の老朽化も一因であると思う。

この道央から道南に至る大動脈の国道230号が、長期にわたり通行止めとなったことは、我が国の商工業に多大な影響を与えただけでなく、後志全体や

道南の観光・物流に甚大な影響があったことは周知のことであり、近年、道路網の整備が図られ、道央や道南においても、高速道や高規格道路の実現がされつつあるが、この通行止めにより、国道230号の重要性が、各方面において認識されたと思う。

かつて、20数年前に札幌圏との時間短縮による我が町の活性化策の一つとして、定山溪側と喜茂別側をトンネルでつなぐという動きが、商工業者・住民・議会議員の中にあった。

今回の事態を目の当たりにして、後志や道南の救急や経済活動等に目を向け、災害にも強い道路としてトンネルの設置を始めた国道230号の再整備が必要であり、積極的に喜茂別町として、国や関係機関に働きかけるべきと思うが、町長はこのことについて、どのように考えているのか。

町長

今回の災害による通行止めは、国道230号が日常的に、如何に多くの方に利用されているのか、物流や観光も含めたこの道路の持つ重要性が、各方面において再認識されたものと考えます。

国道230号は、昭和44年に通年通行が可能となって以降、40数年が経過している。

今回の災害場所を含めた定山溪側は、工事ルートの選定が難航し、検討の結果、薄別川から無意根大橋を経て、峠越えとなる現在のルートになったが、完成後から安全対策が継続的に行われてきている。

北海道開発局では、今回の通行止めの影響を最小限に抑えるべく、24時間体制で応急対策を行い、3週間ほどで全面開通となったが、近年の気象状況は、想定のとれない状況も起こり得ることから、災害に強い道づくりは本町のみならず、羊蹄山麓町村を始め、定山溪地区、道南の自治体や、物流・観光などに関連する各業界団体からも、対応の必要性が強く出されている。これらのことから、国道230号の安全性の再点検を早急に

実施するとともに、トンネル整備などによる災害に強い、総合的な対策を関係機関と連携し、国に対して強く要請する。

目下

関係機関とは、周辺町村、住民、関係町村の議会を含めてどのようなものか。例えば、期成会みたいなものを想定しているのか。

町長

国道230号沿線の自治体が賛同したける範囲内と思っているが、運動をしていくとなると、行政だけでなく民間の方、住民の方にも参加いただきたいと思う。

目下

喜茂別町が主体的に速やかに動くという認識で良いのか。また、その時期は。

町長

現段階では、市町村や関係事業者への事情聴取は行っており、調査の行動は起こしている。

数名の首長で行っている話し合いでは、この秋くらいまでには、一定のテーブルにつく形が取れればということになっている。

老人福祉施設整備

本町住民の雇用に対する対応は

早めの情報提供と更なる雇用確保に努力する



堀 浩和議員

堀

社会福祉法人溪仁会の介護老人福祉施設の整備が、本格的に動き出しており、長年の町民の念願であった老人福祉施設のため、多くの町民が興味を持って見ている。

そこで、次の点について町長の考えを伺う。

①建設にあたり、町の助成額は、また、どのくらいの交付税等の措置があり、町の負担額はどのくらいか。

②施設ができることにより、介護保険料が高額になると不安に思っている町民もいるが、どうなのか。

③老人福祉施設には、喜茂別に60人程度の雇用が見込まれる

との説明を受けてきたが、本町の住民の雇用数は、どの程度見込んでいるのか。

町長

①町の助成額は、国の補助金と同程度を予定しており、財源は、過疎債をもつて充てる。

過疎債は、元利償還金の7割が交付税措置され、町の負担額は、おおよそ1億円程度の見込みで、12年間の償還となるので、年間約1千万円程度となる。

②介護保険は、保険者が後志広域連合であり、広域連合全体の介護給付費等の推計によって保険料が決定されることになるが、現在の第5期介護保険事業計画では、経過的な措置として、保険料は町村毎に算定されている。

本町における老人福祉施設の介護給付費等が、介護保険料に算定されるのは、第6期計画以

降で、その時は、後志広域連合全体で統一された保険料となる。整備される施設は、広域型の介護老人施設で、後志広域連合以外の札幌市などの方が入所できる施設であり、その場合、住所特例制度が適用されることから、一概に保険料が高くなることはない。



福寿会花壇花植

③溪仁会への施設整備を要請した当初から、町内の雇用をできる限り多くと要請している。

開設当初の職員は、管理者、

看護師、介護員など60名で、その他に、清掃、調理等の委託で10名程度の雇用が見込まれる。町内の雇用は看護師で2、3名、介護員で15名から20名、事務員1名の見込みである。

職員応募の詳細な条件等については、早めに状況提供を行うよう努める。

堀

留寿都村総合計画実施計画によると、銀河荘を個室型ユニットとして建替え、地域密着型サテライト29床以下として、平成25年度当初に溪仁会に譲渡する予定で協議するとあるが、その場合、銀河荘に勤めている従業員が喜茂別にできる施設に通うのでは。

町長

銀河荘が、喜茂別の施設のサテライトとなった場合、そこに働く方が一時的には喜茂別に来る可能性はあるが、また、戻る形になると思う。

喜茂別の中で、新たな雇用が生まれることには、胸をなでおろしているところであり、今後とも、更なる雇用確保に向かって、努力する。

議案審議要旨

議案第4号

訴えの提起に関し

議決を求めること

菊地議員

6月13日開催の全員協議会で、町の代理人である弁護士を交え、説明を受けているが、裁判所の書類を基に作成されていることから、分かりづらいものである。文言等の整理や注釈文を入れるなど、分かり易いものに作成し直して配付願いたい。

また、相手側からの色々な提起が想定され、それに町が対応するため議会の議決を求めるとのことだが、本件の訴訟内容や経過を町民に分かり易い表現内容で説明すべきと思うが如何か。

菅原町長

これまで、議会での一般質問に対する回答や、行政報告で周知してきたところである。

裁判の結果も出て、個人名が出ている訳で、広報等を通じて、住民に全体像を明らかにしていくが、法律用語が多いことから、精査した上で周知を行う。

近藤議員

土地の売買は、平成20年に行われているが、町が訴えられたり、訴えるとか、非常に重要な問題だが、町民説明会のようなものは開催した経過はあるのか。

菅原町長

係争中であつたため、町民に対する説明会は行っていない。



鈴川小学校ブックフェスティバル

近藤議員

個人名を挙げなくても、Aさん、Bさんでも良いと思うし、説明会をしなくても、広報を活用すれば良いと思うが、町長の見解は。

細田総務課長

この損害賠償事件の周知は、これまで、地方・高等・最高裁判所のそれぞれの判決が出た際に、行政報告をしており、その内容を広報誌やIP告知端末で住民周知を図っている。

近藤議員

今のような質問には、町長が答えて欲しい。議会の場合は、町民の代表である議員と理事者との政策論争の場である。

町が裁判をやっていることは、町民は知らない訳だから、説明会を7月10日までに、やって欲しいが如何か。

菅原町長

説明会を積極的にやるべきとの意見があれば、日程を探る。

近藤議員

裁判の具体的な進めは、誰が行うのか。

菅原町長

代理人を指定しており、そこでやっていただくが、私の名前で行うことになる。

近藤議員

議案を見ると、代理人のことは記載されていないが、議会の議決は、代理人の弁護士に委任したことになるのでは。

内村副町長

地方自治法の行政実例の中に、「地方公共団体が弁護士を訴訟行為の代理人に選任する場合、自治法第12条の規定による議会の議決を要しない」となっており、議決の要件とはならない。

近藤議員

6月13日の全員協議会で配られた資料の中に、平成24年4月20日、相手方代理人より、『経済的損害及び精神的損害は、貴職の提示するものに収まるものでなく、賠償希望額は2千万円』とあるが、町の方で、金額的なものを提示したのか。

内村副町長

平成24年1月24日の用地賠償額の提示による交渉で、評価額の2分の1を提示し、その金額

は2百69万8千5百39円で代理人を通じて提示したが、相手側から納得できないとの回答が、4月20日にきたということである。

近藤議員

町が土地を買ったのは、平成20年ですか。最高裁判決まで確定しているのに、町が敗訴したということか。

内村副町長

相手方の提起は、真正な登記の回復と損害賠償に関し、町に訴訟を起こしたもので、その判決内容では、精神的な損害賠償等は棄却されていることから、町が全面敗訴したものでない。

近藤議員

町側が、町のものだと主張していた土地が、結局、その部分は敗訴となった。

町民の税金を使って、今まで裁判してきたし、これからも税金を使ってやっていく訳だから、一つの不祥事と言える。

この損害賠償に対し、町が訴訟を提起し、弁護士の話では和解になるということだが、町民が納めている血税から、賠償しなければ和解はできない。

そのことに関する町長の気持ちと、現状の責任問題に関する認識を伺う。

菅原町長

私どもは、登記や印鑑などを信じ、社会生活を送ってきたので、その範囲内で正當なやり方をしてきた。

我々の想像が及ぶ範囲内であれば、責任はあり得ると思うが、10数年前までのことまで分かるものでなく、裁判所も本町に特段の落ち度があったとの判断ではない。

近藤議員

和解しなければならぬ時に、町費が出ていく訳で、10何年前だから、私には責任ないと言っているのか。

菅原町長

登記類を10何年、何代も調べることば望ましいと思うが、調べなければ、即刻、過ちとなれば、今後、どのようにすれば良いか、大きな課題である。

近藤議員

10何年も経っており、調べることでできないことは理解できる。

町長は、裁判の当事者であり、町費を使ってやっていく訳だから、それに関する責任は、どう認識しているのか。

菅原町長

この事態を全く想定していなかった訳でなく、顧問弁護士も付けて、その危険性を回避しようとして進めてきた。

親子関係まで、私どもが入っていくことは、今後とも難しいことであると思う。

近藤議員

登記の関係ではなく、損害賠償の当事者であり、町政の責任者として、どのように感じているのかを聞いているのだが。

菅原町長

今後、いい形に収まるよう努力していくことと、再発のないよう努力していく。

松田議員

顧問弁護士との、顧問契約等は存在しているのか。

内村副町長

平成22年から、佐々木弁護士と顧問契約を交わしている。

松田議員

弁護士の力量は、千差万別であり、前回敗訴している弁護士に、再度依頼する訳だが、力量は確認しているのか。

内村副町長

佐々木弁護士の力量等々は、町村会の顧問弁護士として、数多くの案件を扱い、道内町村において、非常に信頼され、弁護士活動を行っており、今回の事案についても、町の考える形での判決が得られることを期待している。



喜茂別小学校運動会

第3回臨時会(5月15日)の審議

地域振興施設整備費の 補正予算審議を行う

第3回臨時会で、地域振興施設建設費7千9百31万2千円(設計委託料5百23万円、工事費7千33万2千円、備品購入費3百75万円)に関する一般会計補正予算の審議を行った。

この施設の建設に関しては、平成23年7月26日開催の議員協議会に、「農・商連携産業活性化事業構想(案)」として考え方が示され、喜茂別町産業活性化検討委員会で議論が行われた後、11月28日開催の経済常任委員会では「産業振興施設構想の進捗状況」として説明を受け、施設の事業内容を中心に審議を行った。平成24年1月25日開催の全員協議会に、「町内関係団体との連携」「災害時における対策本部の設置」など施設全体の利用イメージが示された。

2月29日の経済常任委員会で、今までは旧農協跡地に建設する予定だったが、用地買収が困難なことから、建設場所をバス停跡の町有地とする説明がされ、

様々な質疑、意見交換の後、町長から「提案するか否か検討する旨」が示され、越後委員長が「最終的に議案に出す段階まで、お互いに努力が必要」とまとめた。

近藤議員

地域振興施設は、昨年から審議し、3月の定例会で町長から当初予算計上しないとの話がされた。

臨時会に提案する場合、緊急性とか何か特別な理由があったと判断するが、それは何か。

菅原町長

できるだけ早い段階で計上したい話をしていたので、それが今回となったものである。

近藤議員

町長は、今は現職だから提案権はあるが、任期満了後の工事請負費の予算執行権はあると判断しているのか。

菅原町長

違う方が町長となった場合、建設を止めることはあり得るが、

私どもが設計までは、やらなければならぬと思っている。

近藤議員

7千9百万円の財政調整基金を取り崩して、しかも、この時期にやらなければならぬ理由が理解できないが。



喜茂別中学校陸上大会

菅原町長

財政調整基金は、給与の一部減額、公用車の運転手廃止、補助金等の財源確保など不断の努力を行い、一定額を積み上げてきた。

この事業に関して、今後も様々な補助金、起債の借入等の財源確保に努める。

財源を取り崩す理由は、戦略的なものに充てることは、当然、

あり得ることである。

近藤議員

何故この時期か、特別な理由についての答弁がないが。

菅原町長

建設事業に関し、補助金等を目論んでいるものがあるが、この決定を待つことにより、冬の工事になり兼ねないことから、このタイミングで提案したものである。

近藤議員

国の補助だとか、道の補助だとか、これらの見込みは整っているのか。

菅原町長

今のところは、道の地域政策補助金、起債は過疎債を充てたいと考えている。

また、一部地中熱を使うので、2分の1の新エネルギー補助等が活用できないか、検討している。

近藤議員

今現在、特定財源の整いはなく、全額一般財源で終わる可能性がある中では、大変憂慮している。

この中身を見ると、6次産業特産研究室とか、食品加工室とかあるが、具体的に何をやるのか。

桜井産業振興課長

農工商連携を基本に、自分で作って自分で売る形をつくる中で、加工施設等グループの育成を行い、特産品等の開発を進め、地域振興、地域観光に繋げていく考えである。

松田議員

臨時議会で政策予算を、しかも基金を取り崩しての提案、ましてや今年町長の改選期で、議決を求められる側への配慮があっても然るべきと思うが。

菅原町長

この事業は、昨年来から話をしてきており、商工会や加工グループからも2年或いは、3年前から要望されてきたもので、皆さんの意見を伺い、変更するものは変更して進めてきたことを理解願う。

松田議員

3月の予算議会までには整っていないが、それ以後に整ったのは何だったのか。

菅原町長

後志振興局と何度も話し合いを行い、6次産業を進めることで落ち着いたものの、その内容が決められていなかった。

さらに調整を行い、食品加工が北海道の求める「食」を推進するという意向と一致する点で、望ましいと判断した。



議員研修視察（くるるの杜）

松田議員

財政調整基金は、様々な行政需要に充てることが望ましく、政策予算に使うべきでないと思う。

建設費を道の地域政策補助金などに振替できる見通しについて、力強く提案できないのか。

菅原町長

不安を煽るようで申し訳ないが、確たるものは持っていない。今までの流れで、様々な努力を行ってきたが、さらに、努力をしていくことで理解願いたい。

近藤議員

6次産業特産品加工室など、施設ができたなら、何をやりたいとか、申し出団体はあるのか。

桜井産業振興課長

農協女性部の味噌づくり、新規作物チャレンジグループのさつまいも等の加工、トマト生産グループの新たな加工品づくりの3つのグループから申し出がある。

日下議員

町長は、丁寧に説明しようとの想いがあるせいか、逆に決意が見えない。

補助金等が付かなくても、必要でやるべき事業であるから提案したと理解してよろしいか。

菅原町長

一般財源100%でやると提案しているの、その気持ちであるが、町の財政状況からする

と、他の財源を探す不断の努力は必要と考えている。

日下議員

他の財源が確保できない場合、補正して予算から落とすことはあり得るのか。

菅原町長

その考えはなく、一般財源だけとなつても、事業を行う。

館内議員

計上している備品購入費が、少ないようだが、これで収まるのか。

桜井産業振興課長

必要な備品は揃えたが、6次産業等が進められる中で、設備投資する部分も出てくる。

館内議員

研究・加工グループに対する使用料は。

桜井産業振興課長

光熱水費と使用料等については、施設設置条例制定後、使用団体に負担いただくとしている。

委員会活動報告

経済常任委員会

ヨコレイ喜茂別物流

センター建物視察

5月11日に、喜茂別町が企業誘致をした、ヨコレイの物流センター建物の視察を行った。



全後志段別剣道大会

午前11時から行われる上棟式の前に、建物1階部分の内部について、工事関係者から進捗状況を含めた説明が行われた。

国道230号が不通となつているため、工事の遅れが心配されたところであるが、概ね、予定どおり進んでいるとのことであった。

総務常任委員会

廃棄物処理に関する調査

5月15日に委員会を開催し、次の事項に関して調査を行った。

①真狩村食品リサイクルセンター発酵槽の破損

本町と京極町、留寿都村、真狩村の広域施設である、生ゴミ処理施設の一部が破損し、施設を修理して使用するか、新たに蘭越町のような攪拌による堆肥化施設を建設するか検討しているとのこと。

②災害廃棄物の広域処理

東北のガレキ問題で、全国的に受け入れ協議が行われているが、本町においては、宮城県や

岩手県の放射能反応が非常に少ないものと限定したとしても、俱知安町に焼却施設があり、そこでの判断となるとの説明を受けた。

③一般廃棄物処分業許可申請

本町にある産業廃棄物処理業者から申請のあった、喜茂別管内の申請一般廃棄物を当事業所の最終処分場で埋立処分することの許可申請が出ている。

この許可は、町長の権限であるが、議会に相談してから、結論を出したいとのことであった。「議会に相談してではなく、町長がこの申請に対して、どう判断するのか」などの質疑が行われた。

議会改革調査特別委員会

本会議における試行の検証

昨年9月の第3回定例会から試行している、本会議等における一問一答方式と質疑回数制限の解除についての協議を行い、さらに、試行を継続することとした。

編集後記

喜茂別町に、特別養護老人ホームの建設が決まりました。

広報きもべつ7月号に、完成イメージ図も出ていました。来年の6月には開設するそうです。8月には、横浜冷凍さんの竣工式も控えています。町が、いい意味で変化している気がします。そんな中で、6月の定例議会も終了いたしました。4人の議員が、それぞれの視点から一般質問に臨み、執行機関からの回答を得ました。その膨大な量の内容と回答を、今回は、一人1ページ以内にまとめ、できるだけ正確に町民の皆さんに伝えようと議会だよりを作成いたしました。

しかし、全部を載せられる訳ではありません。是非、傍聴に来ていただきたいと思います。先日の新聞報道に、近隣町村の議会でも20名を超える傍聴者があつたとの記事がありました。私たちの町も、そのくらい町民が興味を湧く議会に、議員にならなければならないと思います。

広報編集委員長 堀 浩和